○厚生労働省告示第百七十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成二十四年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

平成二十五年五月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

第三条第一項の表第十一号を次のように改める。

11　循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業及びその推進事業	生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進並びに健康維持及び病気の予防に重点が置かれた社会の構築に資することを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 戦略型 若手育成型

第三条第一項の表第二十号を次のように改める。

20　B型肝炎創薬実用化等研究事業及びその推進事業	B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発等を目指し、基盤技術の開発を含む創薬研究や、治療薬としての実用化に向けた臨床研究等を総合的に推進する研究事業及びその推進事業	一般公募型 指定型

第三条第一項の表第二十四号を次のように改める。

24　医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業	ゲノム創薬、再生医療等のバイオテクノロジーの進展に対応し、より有効かつ安全な医薬品・医療機器等を国民に提供するため、医薬品・医療機器等に係るリスクに関する評価及び管理技術の高度化、安全性の向上並びに市販後の安全対策等の推進並びに薬物乱用の防止対策に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型

○農林水産省告示第千六百三号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十五事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年五月十六日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産大臣が定める金額　二千十三億四千二百七十八万九千円

○農林水産省告示第千六百四号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第九条の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び同令第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一の表てん菜の項中「十三・五度」を「七・〇度」に改め、同表備考の二から四まで中「すべて」を「全て」に改める。

別表第一岩手県の項を次のように改める。

岩手県	キタカミコムギ	日本麺の製造用
	コユキコムギ	日本麺の製造用 パン又は中華麺の製造用
	ネバリゴシ（※）	パン又は中華麺の製造用 日本麺の製造用
	銀河のちから	パン又は中華麺の製造用
	ナンブコムギ	パン又は中華麺の製造用
	もち姫	パン又は中華麺の製造用
	ゆめちから	パン又は中華麺の製造用

別表第一千葉県の項を次のように改める。

千葉県	さとのそら	日本麺の製造用
	農林六一号	日本麺の製造用
	ユメシホウ	パン又は中華麺の製造用

別表第一神奈川県の項の次に次のように加える。

新潟県	ゆきちから	パン又は中華麺の製造用

別表第一山梨県の項、長野県の項及び岐阜県の項を次のように改める。

山梨県	きぬの波（※）	日本麺の製造用
	シラネコムギ	日本麺の製造用
	農林六一号	日本麺の製造用
	ゆめかおり	パン又は中華麺の製造用
長野県	しゅんよう	日本麺の製造用
	シラネコムギ	日本麺の製造用
	ユメセイキ（※）	日本麺の製造用
	ハナマンテン	パン又は中華麺の製造用
	ユメアサヒ	パン又は中華麺の製造用
	ゆめかおり	パン又は中華麺の製造用
	ゆめちから	パン又は中華麺の製造用
岐阜県	イワイノダイチ（※）	日本麺の製造用
	きぬあかり（※）	日本麺の製造用
	さとのそら	日本麺の製造用
	農林六一号	日本麺の製造用
	タマイズミ	パン又は中華麺の製造用